

新十津川町住宅耐震化等促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新十津川町住宅耐震化等促進条例（平成24年新十津川町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断の基準)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に属する同法第2条第1項に規定する建築士が実施するものであること。

(2) 次のいずれかに適合するものであること。

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」という。）別添第1に規定する建築物の耐震診断の指針

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（平成26年2月10日付け国住指第3839号）による耐震診断の方法

(耐震改修工事の基準)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める基準は、告示別添第2に規定する建築物の耐震改修の指針とする。

2 耐震改修工事の対象となる範囲は、当該工事を実施する住宅において、当該工事を施工することによって影響が及ぶ部分に対して行う工事を含むものとする。

(耐震診断及び耐震改修工事の助成の制限)

第4条 耐震診断及び耐震改修工事に対する助成は、1戸（長屋及び共同住宅については、1棟）の住宅に対し、それぞれ1回限りとする。

(共同住宅の耐震改修工事の要件)

第5条 条例第4条の2第2号の規則で定める要件は、次（木造で、延べ床面積が500平方メートル以内のものにあっては第2号に限る。）のとおりとする。

(1) 次のア及びイ又はウに該当するものであること

ア 北海道知事が専門的機能を有すると認める機関において耐震診断結果が確認されていること。

イ 北海道知事が専門的機能を有すると認める機関において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。

ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に規定する建築物の耐震改修の計画の認定を受けて実施するもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項に規定する全体計画の認定を受けて実施するものであること。

(2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅にあっては、耐震改修工事について同法第3条に規定する団体の議決を経ていること。

(解体工事の要件)

第6条 助成の対象となる解体工事は、次の各号のいずれかに該当する者により施工されるものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建設工事業、又はとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者

（助成金の額）

第7条 条例及びこの規則による助成以外に耐震診断等に関し助成（町長が別に定める助成を除く。）を受けている場合は、条例第5条第1号の耐震診断に要する費用の額、同条第2号の耐震改修工事に要する費用の額及び同条第3号の解体工事に要する費用の額、それぞれの費用の額から当該助成の対象となっている部分に係る費用の額を控除した額とする。

（助成金の交付認定）

第8条 条例第6条第2項の認定の申請は、新十津川町住宅耐震化等促進助成金交付認定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

第9条 条例第7条第1項及び第2項の規定による通知は、新十津川町住宅耐震化等促進助成金交付認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

（認定内容の変更）

第10条 条例第8条の規定による認定に係る内容の変更の申出は、新十津川町住宅耐震化等促進助成金認定内容変更申出書（別記様式第3号）により行うものとする。

（助成金の交付申請）

第11条 条例第9条の助成金の交付の申請は、新十津川町住宅耐震化等促進助成金交付申請書（別記様式第4号）により行うものとする。

（助成金の交付決定）

第12条 条例第10条第1項の規定による通知は、新十津川町住宅耐震化等促進助成金交付決定通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による通知は、新十津川町住宅耐震化等促進助成金不交付決定通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第13条 町長は、条例第11条の規定による助成金の交付の決定の取消しを行ったときは、新十津川町住宅耐震化等促進助成金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により、当該受給者に通知するものとする。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効の際現に条例第10条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けている者については、なおその効力を有する。

附 則（平成27年2月16日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。